

関係各位

(一社) 滋賀県LPガス協会

令和8年度 滋賀県LPガス料金負担軽減支援金 値引き(支援)事業 **第7回目** 要領・手引書等の送付

1. 第7回目となります標記支援事業にご協力お願いいたします。

要領および手引書・申請時にかかる様式等を送付させていただきます。次の**2.**をご参照いただき、申請をお願いいたします。

要領や手引書等でご不明な点がありましたら滋賀県LPガス協会事務局までお願いいたします。

2. **今回もまず最初に、申請書等のご提出をお願いいたします。**

第7回目も、まずは申請をしていただく形になります。申請は、申請書(様式第1)と消費者一覧と料金表の3点のご提出をお願いいたします。申請書等が届き次第、協会より交付決定通知書を郵送いたします。交付決定通知書受領後9月度の検針より値引きの開始をお願いいたします。

ご提出いただく書類 次の3点になります

○**申請書(様式第1)**・・・原紙は同封しております

要領P13~14 および手引書のP11~12 又はこの用紙P7~8をご参照下さい

※様式第1は2ページあります。項目が1~8までありますのでご注意ください。

○**一般消費者等の一覧(様式第1-1 任意様式可)**

要領P15 および手引書P13 又はこの用紙P9をご参照下さい

※できるだけExcel等のデータにてご提出をお願いいたします。

○**標準的料金メニュー表**

送付方法 次のいずれかの方法でお送りください

・ 支援金専用メールアドレスへ添付送信
shienjigyo@shiga-lpg.or.jp

・ 同封のレーターパックにて協会へ郵送

※今回ご利用にならない場合、次回等にご利用ください。

・ FAX送信 FAX番号：077-523-2884

・ 協会事務所にご持参

3. 第7回目の主な変更点

対象月：9月検針と10月検針分の2か月が対象となります

値引額：9月検針分 上限1,540円(税込み)

：10月検針分 上限770円(税込み)

※9月検針したお客様の料金より上限1,540円(税込)を値引きしていただき、10月検針したお客様の料金より上限770円(税込)を値引きしていただきます。前月までお客様であったかどうかではなく対象月に検針し料金が発生したお客様が対象となります。

※上限が9月検針分は税込1,540円・10月検針分税込770円なので、その金額に満たないお客様へは請求額が値引き額となります。

[例：9月検針分の料金の請求額が1,100円のお客様は1,540円に満たないので、値引き額は請求額の1,100円となります]

9月と10月で値引き額が変わりますのでご注意ください

販売事業者への事務手数料

値引きをしたお客様数(9月10月の平均数)×400円

【上限1,600,000円】

※9月と10月の値引きをしたお客様数を足して2で割った数に対して400円を掛けた金額が手数料となり、精算時に値引き支援額と同時に振り込みます。

[例：9月検針数が112戸・10月検針数が123戸の場合、合計数235戸÷2=117.5戸となり手数料は117.5戸×400円になります]

第7回目は2か月間値引きを行うということで手数料が300円から400円へと引き上げられました

4. 値引きお知らせチラシ(お客様への周知チラシ)について

値引きお知らせチラシ(A5両面カラー)は別便にて郵送させていただきます。不足時は再度送付いたしますのでご連絡ください。

この用紙のP15をご参照下さい。追加チラシはP16のチラシ発注書をご利用ください

5. 値引き説明文書について

同封の値引き説明文書(A4用紙10分割)はお客様へ請求書送付時等、必要な場合にご利用ください。コピー等にてご対応お願いいたします。

値引き説明文書：この用紙P10・P11をご参照下さい。原紙は同封しています

6. 様式類は、協会HPのトップページの滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業のボタンより様式はダウンロードいただけます。

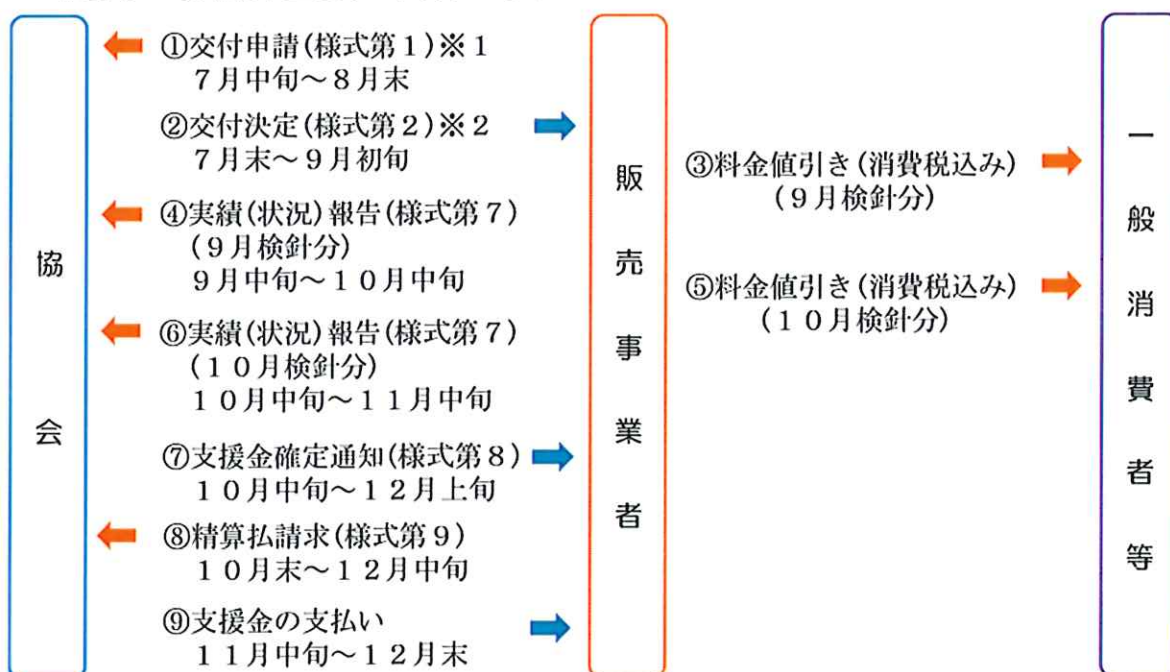
ダウンロードにてご利用の場合は、協会HPのトップページの「滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」ボタンからお願いします



協会HPトップページのこのボタンからになります

7. 支援金事業の流れについて 手引書 P3 又は下図をご参照ください

①交付申請書類一式（申請書・消費者一覧・料金表）をいただいた後、②交付決定通知書を皆様に送付いたします。その後、③9月検針分の料金の値引き（9月検針分税込上限1,540円）→④9月検針値引き分の実績報告書提出→⑤10月検針分の料金の値引き（10月検針分税込上限770円）→⑥10月検針値引き分の実績報告書提出→⑦支援金額確定通知書送付→⑧精算払い請求書提出→⑨精算金額を皆様に振込み



※1：申請は、8月31日まで随時受付

※2：値引きは「②交付決定」を受けてから行うこと。交付決定を受けない値引きには、支援金を交付できません。

8. 交付決定通知書を郵送します。②→③

要領 P16 および手引書 P14 又はこの用紙 P12 をご参照下さい

申請書をいただいた皆様に交付決定通知書を郵送します。原則交付決定を受けないと値引き支援金が交付されない場合がありますのでご注意ください。

郵送時同封の説明文書等をご確認いただき、9月検針分より値引きを開始してください。値引き後、9月の実績（状況）報告書【様式7】等3点（9. 参照）をご提出ください。

10月も同様になります。10月検針分より値引き後、10月の実績報告書【様式7】等3点（9. 参照）を提出ください。

9. 実績(状況)報告書【様式7】時にご提出いただく書類 ④⑥

次の3点になります。9月検針分値引き後と10月検針分値引き後の両月ともご提出いただく書類となります。

9月検針分の値引き後、9月の実績報告書をご提出ください。9月と10月の両月が終了してから2か月分の提出ではありません。

○実績(状況)報告書【様式7】

要領 P21～22 および手引書の P17～18・20～21 をご参照下さい

※様式第7は2ページあります。項目が1～3と留意事項欄がありますのでご注意ください。

○値引き実績の内容を証する書面

値引きを行った一般消費者の一覧（様式第7-1）

要領 P23 および手引書 P19・22 をご参照下さい

※実績(状況)報告書[様式7]内の3の項目に①～③を選択とあり、②を選択された方がこの様式第7-1の一覧表となります。
できるだけExcel等のデータにて、ご提出をお願いいたします。

○10件の消費者の請求書または検針票の写し

※様式第7の2枚目の※2にて説明文があります。

実績(状況)報告書【様式7】と一緒にご提出お願いいたします。

※要領や手引書等には、実績報告書後に協会事務局より無作為に指定する形となっていますが、実績報告書と同時にご提出ください。

10. 支援金額確定通知書を送付します。⑦

要領 P24 および手引書 P23 をご参照下さい

10月の実績(状況)報告書【様式7】をいただいた後、支援金が確定しますので、支援金（第7回目）の額の確定について通知書【様式8】を送付させていただきます。

1 1. 精算払い請求書【様式第9】のご提出 ⑧

要領 P25 および手引書 P24 をご参照下さい

支援金額確定通知書に基づき、精算払い請求書【様式第9】を作成いただき F A X もしくはメールにてご提出いただきます。

前もって概ねの値引き資金を請求できる制度である概算払い請求（14. 参照）と混同されないようご注意ください。精算払い請求書は最終の精算になり、これにより、値引きしていただいた額と販売店手数料をお支払いする形となります。10月の事業終了後の精算金額のお支払いにつきましては11月中旬～12月末になるかと思われます。ご了承ください。

※精算払い請求書【様式第9】をご提出いただいた後でも支援金（値引 額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了解ください。

※概算払い請求をされた方は、精算払い請求書【様式第9】に必ず概算払いを受けた額のご記入をお願いいたします。

1 2. 支援金のお支払いについて ⑨

精算払い請求書が協会事務局に届きましたら、審査後、精算払い請求書に記載されている口座に振込みをさせていただきます。

この支援金のお支払いにて第7回目支援事業は終了となります。

※支援金をお支払いした後でも支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了承いただきますようお願いいたします。

1 3. 変更承認申請書【様式3】について

要領 P17 および手引書 P15 又はこの用紙 P13 をご参照下さい

申請時の一般消費者等の数から30件以上増加した場合は、変更承認申請書【様式3】をご提出いただく形となりますので、よろしくをお願いいたします。

該当の場合、ご提出いただく書類 次の2点になります

○変更承認申請書（様式第3）

※様式第3は1ページのみです。記入項目は1～3までとなります。

○一般消費者等の一覧（様式第1-1 任意様式可）

1 4. 概算払い請求書【様式 10】について（任意）

概算払い（前もって概ねの値引き資金を請求できる制度）をご希望の事業者様につきましては、交付決定通知書が届いた後 9 月以降、概算払い請求書を出していただく事が可能になります。およその値引き額を計算して書いていただく形となります。最終は、事業終了後に精算いたします。概算払い請求書を受理してから、約 1 0 日以内に振込みをする予定です。

概算払い請求は必ずやらなければならないものではありませんご希望の方になります。1 0 月の事業終了後の精算にて一括で支援金額および手数料を受け取られる方は必要がありません。

1 0 月の事業終了後の精算金額のお支払いにつきましては 1 1 月中旬～1 2 月末になるかと思われますので、その前に値引き資金が必要な方はご利用ください。

概算払い請求時にご提出いただく書類 次の 1 点になります

○概算払い請求書（様式第 10）・・・原紙は同封しております

要領 P26・手引書 P25・26 又はこの用紙 P14 をご参照下さい。

F A X またはメールでご提出ください。

送信手段 郵送

L P ガス協会支援金担当 駒井・山口・橋爪

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社
代表取締役 滋賀 太郎
住所 大津市京町四丁目1番1号

令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金 交付申請書

LPガス料金負担軽減支援金の交付を受けたいので、令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、要領の別紙1または別紙2のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定後であっても補助金の一部または全部が受給できなくなることに加え、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

1 販売事業登録番号 25A0523（☒液化石油ガス法登録 ☐ガス事業法登録）

2 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 460件

3 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」のとおり※1

※1：様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。

原則、電子データ（エクセルファイル）で提出

4 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
9月	9月	1,540円
10月	10月	770円

5 標準的な料金メニュー 別紙のとおり※2

※2：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日 資源エネルギー庁 資源・燃料部）3(1)に規定されるもの等

様式第1（第5条関係）

6 要領に基づく値引きを行う一般消費者等（☒のものが該当）

- ☒一般消費者等のLPガス消費地は、全て滋賀県内である。
- ☒一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- ☒一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- ☒1月に2回以上値引きを行う一般消費者等はいない。
- ☒一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- ☒一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

7 制約事項、同意事項に関する確認および同意

- ・要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」の内容を確認し同意します。

8 連絡担当者（送付物等はすべて連絡担当者様宛に送らせていただきます）

氏 名 滋賀 一郎

所 属 滋賀エルピーガス販売株式会社 大津営業所

所属先住所 〒520-0807 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3433 FAX 番号 077-528-6037

メールアドレス ●●●●●@●●●●.jp

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1	滋賀太郎	大津市京町四丁目
2	近江一郎	大津市松本一丁目
3	湖南花子	草津市草津三丁目
4	甲賀道子	甲賀市水口町水口
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。	お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。
お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。	お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。
お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。	お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。
お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。	お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。
お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。	お客様へ 滋賀県の支援により、9 月検針分の L P ガス料金から 1,540 円（消費税込み）を 上限として値引きしています。 ※税抜では 1,400 円の値引きとなります。 ※ご利用料金が 1,540 円未満のお客様は、請求額が 値引き額となります。

[illegible]

<参考> 滋賀県L Pガス協会→販売事業者

滋LP協第 ○○○ 号
令和8年 □ 月 □□ 日

○○販売事業者 様

一般社団法人滋賀県L Pガス協会会長

令和8年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金 交付決定通知書

令和8年 ●月 ●日付けで申請のあった標記支援金については、令和8年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第6条の規定により、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定の内容

- (1) 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 460 件
(2) 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
9月	9月	1,540円
10月	10月	770円

2 留意事項

- (1) 交付決定内容の変更

上記1の交付決定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、一般消費者等の数については、30件以上増加する場合にのみ変更の承認を要するものとする。

- (2) 実績（状況）報告

要領に基づき値引きを実施したときは、値引きを行った月ごとに要領第12条または要領第13条の規定に基づく様式第7による実績（状況）報告書を提出する。

- (3) 概算払請求

実績報告前に支援金が必要となる場合には、要領第15条の規定に基づく様式第10による概算払請求書を提出する。

- (4) 支援金の返還

概算払を受けた支援金の額が、支援金の確定額を超える場合は、要領第14条の規定に基づき、協会が指定する期日までに返還する。

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社

代表取締役 滋賀 太郎

住所 大津市京町四丁目1番1号

令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金 概算払請求書

交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 686,000円

$$\frac{490 \text{ 件}}{\text{一般消費者等の数}} \times \frac{1,540 \text{ 円}}{\text{値引き額}} \div 1.1$$

消費税率

2 概算払請求額の根拠

概算払請求を希望する値引き対象月 (☒ が今回対象)	☒ 9月検針分 ☐ 10月検針分
値引きを行う一般消費者等の数	490件/月

3 概算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (☒ が該当)	☒ 普通預金 ・ ☐ 当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	シガエルピーガス販売株式会社 代表取締役 滋賀 太郎		

(備考) 1 概算払請求は、次回検針分を請求するものとする。

2 概算払請求額は、概算払いを希望する値引き対象月数に、交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数および1件あたりの値引き額を1.1で割り戻した額を乗じたものを超えないものとする。

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社
代表取締役 滋賀 太郎
住所 大津市京町四丁目1番1号

令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金 変更承認申請書

交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、その内容を変更したいので、令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容（☒のものが該当）

☒ 交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数について30件以上の増加

変更後の値引きを行う一般消費者等の数 490件

※変更後の様式1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」を添付

☐ 交付決定を受けた値引き額または期間の変更

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
9月	月	円
10月	月	円

2 変更の年月日 令和8年●月●日

3 変更の理由 LPガス販売契約を締結したため

＜表面＞

令和8年度 滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業のお知らせ 2026年9月・10月対象

LPガスをお使いの皆様へ

国際情勢を背景とした資源、エネルギー価格の高騰により国内の物価上昇が続いています。

県内の4割を超えるご家庭でご利用いただいているLPガス料金も輸入価格や配送コストの上昇による影響を受けていることから、滋賀県では、「令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」により、**県民の皆様の負担軽減策としてご家庭や飲食店等の業務用にLPガスをお使いのお客様のLPガス料金を1メーターあたり9月1,540円(税込)・10月770円(税込)を上限として値引きを行う**こととなりました。

料金値引き額と方法

ご契約件数1件につきガス料金の請求額から9月検針分より上限1,540円(税込)。10月検針分より上限770円(税込)を差し引いた料金の請求となります。

※ご請求額が9月1,540円未満・10月770円未満のお客様は、値引き額は、請求額となります。
※値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と口座引き落としや無償などのお支払い時に値引き後の価格で対応させていただく場合があります。詳しくはお取引先のガス販売店にお問合せください。

対象となるお客様

滋賀県のご家庭および飲食店などの業務用としてLPガスをお使いのお客様。

※商業施設、国および地方公共団体、工場・農林業など減圧ガス保安法上の消費者は対象外となります。

個別供給のお客様
 共同供給のお客様
 コミュニティガス駅地のお客様

対象期間

2026年9月・10月(検針分)

が対象となります。

うらなにもご覧ください

＜裏面＞

ご注意

お客様からの申請手続きは不要です。

LPガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町や(一社)滋賀県LPガス協会からお客様への口座に値引き額が振り込まれることはありません。

LPガス販売事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、(一社)滋賀県LPガス協会までお問合せください。

お問合せ先

環境にやさしいLPガスで安心ライフ

人と地球にスマイルを

(一社) 滋賀県LPガス協会

〒520-0807
大津市松本一丁目2-20
(滋賀県農業教育情報センター内)

TEL (077) 523-2892代
FAX (077) 523-2884

2026 年 月 日

滋賀県 L P ガス協会 宛 FAX 番号：077-523-2884

第 7 回目値引き支援事業 チラシ発注書

お客様に配布するチラシが必要な方（不足分）はこの用紙を滋賀県
L P ガス協会まで F A X にてご連絡ください。

1. 第 7 回目チラシ必要部数

_____部

2. 滋賀県内消費者数（メーター数）

_____戸

3. 送付事業所

販売事業者名_____

ご担当者名_____

〒_____

住所_____

電話番号_____

F A X 番号_____